

平成20年4月1日現在(平成12年4月1日改正)

特定計量器検査手数料				
種 類			区 分	手数料(円)
長さ	頭部検査			550
	装置検査			700
質量	非自動はかり	検出部が電気式で ひょう量が1t以下	30kg 以下	1,050
			100kg 以下	1,250
			250kg 以下	1,650
			500kg 以下	2,050
			500kg 超	2,350
		(その他)	5kg 以下	150
			20kg 以下	190
			50kg 以下	250
			100kg 以下	340
			250kg 以下	520
			500kg 以下	900
			1t 以下	1,550
			2t 以下	2,450
			5t 以下	6,150
			10t 以下	7,750
			20t 以下	11,400
			30t 以下	14,150
			40t 以下	18,900
			50t 以下	21,300
			50t 超	37,800
		*最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額の2倍の額とする。		
	分銅		200g 以下	20
			200g 超	220
	おもり		5kg 以下	20
			20kg 以下	90
			20kg 超	290
温度	ガラス製体温計			10
	抵抗体温計			90
体積	燃料油 メーター	使用最大流量が ^α	1L/min 以下	590
		表示できる最大体積が ^α	50L/min 以下	1,550
			その他	2,050
	液化石油ガスメーター			6,400
	ガスメーター		16m ³ /h 以下	100
			65m ³ /h 以下	220
			160m ³ /h 以下	590
			400m ³ /h 以下	960
			1,000m ³ /h 以下	2,300
			1,000m ³ /h 超	5,500
圧力	アネロイド型圧力計		50MPa 以下	90
			100MPa 以下	450
			100MPa 超	930
	アネロイド型血圧計			150

基準器検査手数料			
種 類		区 分	手数料(円)
長さ	装置検査用 基準器		13,400
	基準手動 天びん		4,900
質量	基準台手動 はかり	1kg 以下	3,350
		10kg 以下	5,300
		50kg 以下	7,800
		200kg 以下	10,500
		500kg 以下	14,000
		500kg 超	(注) 14,000円 +6,900円/500kg
		(注) 1t 以下	20,900
		(注) 1.5t 以下	27,800
		1級基準分銅	200g 以下
	200g 超		7,900
	2級基準分銅	5kg 以下	640
		50kg 以下	780
		50kg 超	8,800
	3級基準分銅	5kg 以下	480
		50kg 以下	650
		50kg 超	7,100
体積	基準湿式 ガスメーター		18,400
	液体メーター用 基準タンク		(注) 13,600
		(注)2以上のゲージグラスを有するものは、 ゲージグラスが1増すごとに5割の額(6,800 円)を加算する。	

基準器検査手数料

平成16年4月1日現在
(平成12年4月1日改正)

種 類		区 分	手数料(円)
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器		13,400
質量基準器	基準手動天びん		4,900
	基準台手動はかり	1kg 以下	3,350
		10kg 以下	5,300
		50kg 以下	7,800
		200kg 以下	10,500
		500kg 以下	14,000
		500kg 超	14,000円に500kg までを増すごとに 6,900円を加えた額
		(参考) 1t 以下	(参考) 20,900
		(参考) 1.5t 以下	(参考) 27,800
	1 級 基 準 分 銅	200g 以下	3,200
		200g 超	7,900
	2 級 基 準 分 銅	5kg 以下	640
		50kg 以下	780
		50kg 超	8,800
	3 級 基 準 分 銅	5kg 以下	480
		50kg 以下	650
		50kg 超	7,100
体積基準器	基準湿式ガスメーター		18,400
	液体メーター用基準タンク (燃料油メーター検査用)		(*)13,600

* 2以上のゲージグラスを有するものは、ゲージグラスが1増すごとに5割の額を加算する。

定期検査・計量証明検査手数料

(1) 検査手数料

ア 小型はかり（１ｔ以下のはかり）

ひょう量	検査手数料		検査手数料
	電気式のはかり	電気式以外のはかり	
１００ｋｇ以下	１，４００円	５００円	棒はかり・直線目盛はかり １個２５０円（ひょう量区分なし）
２５０ｋｇ以下	１，８００円	９００円	
５００ｋｇ以下	２，２００円	１，５００円	
１ｔ以下	３，１００円	２，１００円	

イ 大型はかり（１ｔ以上のはかり）

区 分	ひょう量	検査手数料		検査 荷重 (ｔ)	分銅運搬経費	検査費用の合計	
		電気式の はかり	電気式以外 のはかり				
1 ｔ	1 ｔ	3, 1 0 0 円	2, 1 0 0 円	1	2, 3 4 0 円	5, 4 4 0 円	4, 4 4 0 円
2 ｔ以下	2 ｔ	3, 7 0 0 円		1.5	3, 5 1 0 円	7, 2 1 0 円	
5 ｔ以下	3 ｔ	6, 9 0 0 円		2	4, 6 8 0 円	1 1, 5 8 0 円	
	4 ｔ			3	7, 0 2 0 円	1 3, 9 2 0 円	
	5 ｔ			3.5	8, 1 9 0 円	1 5, 0 9 0 円	
1 0 ｔ以下	6 ｔ	1 0, 7 0 0 円		4.5	1 0, 5 3 0 円	2 1, 2 3 0 円	
	7 ｔ			5	1 1, 7 0 0 円	2 2, 4 0 0 円	
	1 0 ｔ			8	1 8, 7 2 0 円	2 9, 4 2 0 円	
2 0 ｔ以下	1 5 ｔ	1 5, 0 0 0 円		9	2 1, 0 6 0 円	3 6, 0 6 0 円	
	2 0 ｔ			12	2 8, 0 8 0 円	4 3, 0 8 0 円	
3 0 ｔ以下	2 5 ｔ	1 9, 1 0 0 円		15	3 5, 1 0 0 円	5 4, 2 0 0 円	
	3 0 ｔ			18	4 2, 1 2 0 円	6 1, 2 2 0 円	
4 0 ｔ以下	3 5 ｔ	2 1, 6 0 0 円		21	4 9, 1 4 0 円	7 0, 7 4 0 円	
	4 0 ｔ			24	5 6, 1 6 0 円	7 7, 7 6 0 円	
5 0 ｔ以下	5 0 ｔ	2 9, 8 0 0 円		30	7 0, 2 0 0 円	1 0 0, 0 0 0 円	
5 0 ｔ超		5 1, 2 0 0 円		検査手数料は、左の金額と(注)で算出した分銅運搬経費の合計			

（注）分銅運搬経費の算出方法：検査荷重×２，３４０円（０.５トンにつき１，１７０円）

(2) 検査費用の算出方法

ア 集合検査

区 分	検査費用
１ｔ未満のはかり	検査手数料のみ

イ 所在場所検査

区 分	検査費用
１ｔ未満のはかり５台以下	検査手数料＋所在場所検査費用（２，４００円）
１ｔ未満のはかり６台以上	検査手数料＋所在場所検査費用（４８０円×台数）
１ｔ以上のはかりのみ	検査手数料＋分銅運搬経費
１ｔ以上のはかりと小型はかり５台以下	検査手数料＋分銅運搬経費
１ｔ以上のはかりと小型はかり６台以上	検査手数料＋分銅運搬経費＋所在場所検査費用 （４８０円×台数）

（注１）天びんに付属する分銅・おもり等は、１個につき１０円（上記費用に加算）。

（注２）目量又は感量がひょう量の１／１０，０００未満のもの（精度の高いもの）は、検査手数料が上記金額の２倍。

（注３）(2)の詳細は、検査を実施している一般社団法人計量協会へお問い合わせください。

事務手続きにかかる手数料

区 分	手 数 料
指定製造事業者の指定に係る検査手数料	42万6,300円
計量証明事業登録申請手数料	5万3,800円
計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料	1,750円
計量証明事業の登録簿謄本交付手数料	760円
計量証明事業の登録簿閲覧手数料	370円
適正計量管理事業所指定申請手数料	2,550円
適正計量管理事業所指定検査手数料	7,400円

※1回につき